

# 下水道事業中長期経営計画の見直し(案) (令和3~14年度)

令和5年8月7日(月) 令和5年度第2回千葉市下水道事業経営委員会

# パブリックコメント手続き結果

1 募集期間

令和5年6月8日(木)~令和5年7月7日(金)

2 募集結果

意見の算出方法	人数	件数
郵送	1人	1件
ファクシミリ	0人	0件
電子メール	1人	2 7件
持参	0人	0件
合計	2人	28件

文章表現及び用語解説追記などについての意見はあったが、 主要施策の見直し及び収支計画については意見なし\*\*

※ まちづくり条例第13条第2項により、料金改定についてはパブリックコメント手続きの対象外。

### 1 収支計画期間の見直し

### ①下水道事業中長期経営計画 策定時の想定

- ●人口減少社会の到来による使用料収入の減少
- ●老朽化施設の急増に伴う**維持管理・改築更新 等の経費の増加**
- ●近年の局地的な大雨等の<u>自然災害の増加</u>

### ②策定時からの変化

- ●新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 使用料収入のさらなる減少
- ●物価高騰や燃料費等の上昇による<u>処理場・</u> ポンプ場の維持管理費のさらなる増加
- ●企業債借入金利の上昇による**支払利息の増加**

### ③計画見直しの内容

●社会情勢の変化を踏まえた**収支計画期間の見直し** 

#### ○これまでの方針

中長期経営計画期間であるR3~R14年度において、12年間で約50億円の資金不足が見込まれていたことから、これを賄うため、令和5年度を目途に約4%の下水道使用料の改定を予定していた。

収支計画期間:12年間

算定期間:10年間



### ◎ 見直し方針

新型コロナウイルス感染症の影響など社会情勢の変化が大きく、長期の適正な収支計画は困難であることから、収支計画期間を令和9年度までの4年間とする。

収支計画期間:4年間

算定期間:4年間

### 1 収支計画期間の見直しによる資金収支の見通し



### 資金収支の見通し

●収支計画期間(~令和9年度)までの資金収支は、総額約72億円の資金不足が見込まれる。

【試算】	資金収支 (~R9)	R 6 改定率換算 (~R 9 不足相当)
算定期間:4年間	△71.8	<mark>13.8%</mark>

### 2 経営改善による資金収支の見通し

#### 維持管理コストの削減

ストックマネジメント計画に基づき、緊急性の高い施設を対象に、点検・調査、修繕・改築を行うなど、 さらなる維持管理コストを削減

#### 建設企業債の発行抑制

さらなる事業の選択と集中を行うことにより、収支計画期間内の建設企業債の新規発行を抑制し企業債 残高を削減することで、借入に伴い発生する企業債利息を削減

#### 資本費平準化債の償還方法の変更

資本費平準化債の償還方法の変更(20年償還→10年満期一括償還)により、 資金収支が厳しい 収支計画期間内の元金償還額を見直し、さらなる平準化を実施

※起債し据置期間経過後より毎年度償還→10年後に一括して償還

### 資金収支の見通し

●経営改善後の収支計画期間(~令和9年度)までの資金収支は総額約58億円のマイナスとなり、 経営改善前と比較して、資金不足が約14.3億円減少する結果となった。

【試算】	資金収支 (~R 9)	R 6改定率換算 (~R 9不足相当)
算定期間:4年間 (経営改善後)	△57.5	11.1% <sup>※</sup>

### 3 算定期間の見直し

### ○資金不足額の公表(R5.6月パブリックコメント時点)

・ 算定期間 R 6 ~ R 9 年度の 4 年間の資金不足額(約 6 0 億円)及びこれを賄うための 改定率(11%)を公表

算定期間: 4年間

#### しかしながら、

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したものの使用料収入の減収が続いていることや、物価高騰などによる市民生活への影響が続いており、先が見通せない状況のため、**さらに利用者負担の軽減を図る必要がある**。



◎ 算定期間をR6~R7年度までの2年間とし、この期間内において発生する資金不足を賄うため、令和6年度に下水道使用料の改定を実施する。

算定期間: 2年間

# 4 収支推計方法 【算定期間:2年間】

### 推計方針

・下水道使用料(収入) 及び電気料(支出)を<u>中位推計</u>、企業債金利(支出)を<u>一定</u>にて 算定期間中の資金不足額を推計する。

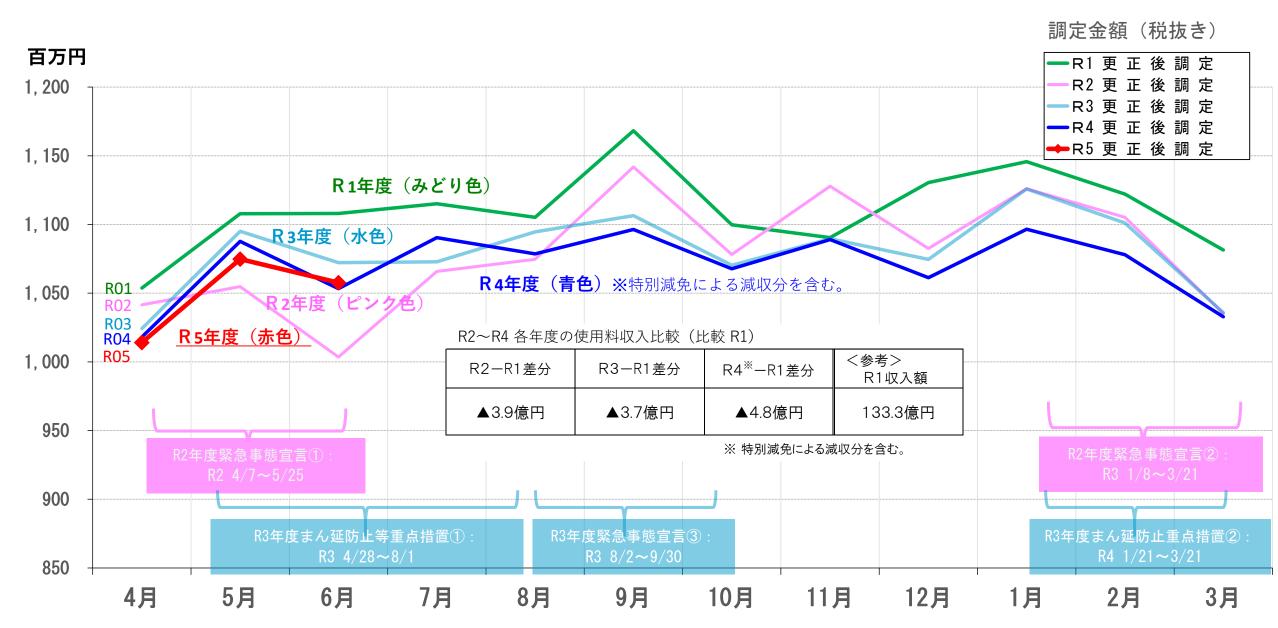
### 推計方法

① 下水道使用料(収入)

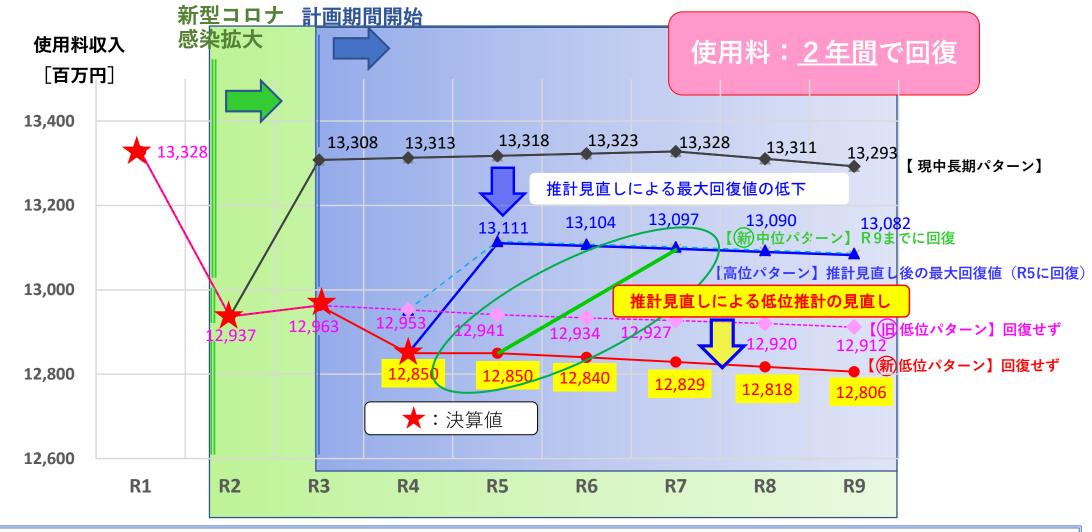
低位推計(新型コロナ感染症による減収状態が続く状態) 高位推計(新型コロナ感染症による減収状態がR5から急速に回復する状態) 中位推計(新型コロナ感染症による減収状態がR7までに緩やかに回復する状態)

- ② 企業債金利 (支出) 最新 (R5年5月時点) の金利のまま一定値で続く状態
- ③ 電気料(燃料調整費) (支出) 低位推計 (R7までに緩やかに回復 (燃料調整費 0) する状態) 高位推計 R5年6月 (8月反映) 時点のまま一定値で続く状態 中位推計 (低位推計と高位推計の中間値)

# 5 収支推計 - 下水道使用料の推移-



# 5 収支推計 - 下水道使用料(税抜き)【算定期間:2年間】-

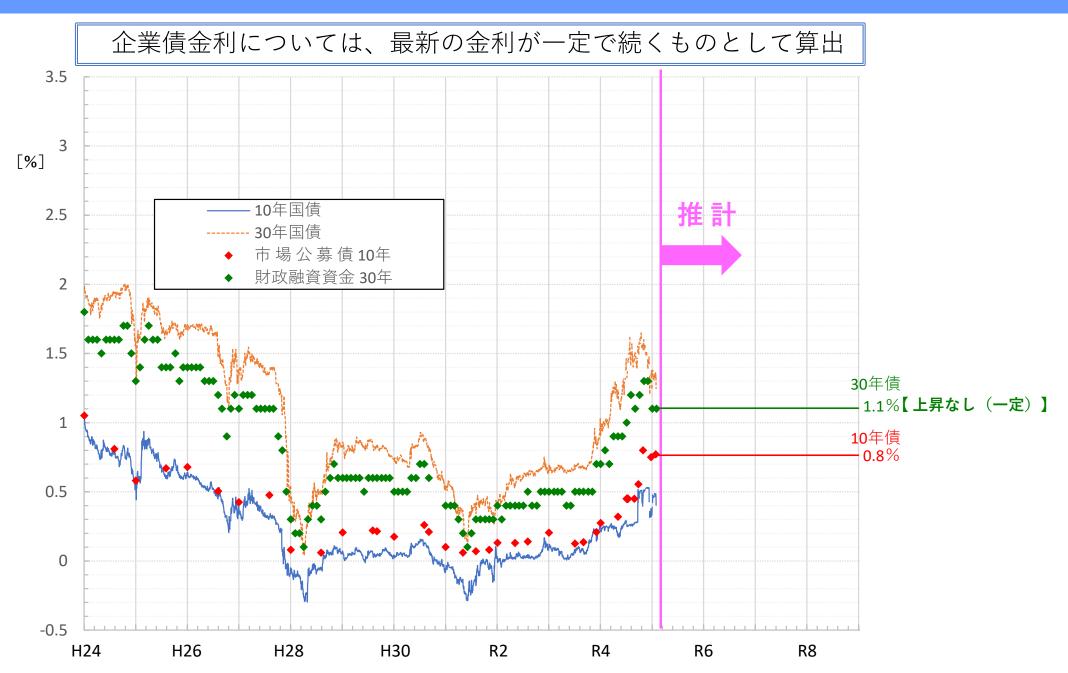


#### 【推計方法】

使用料の最大回復値(グラフ青色線)= 水量ランク毎の件数 × 原単位(1調定あたりの水量)として推計

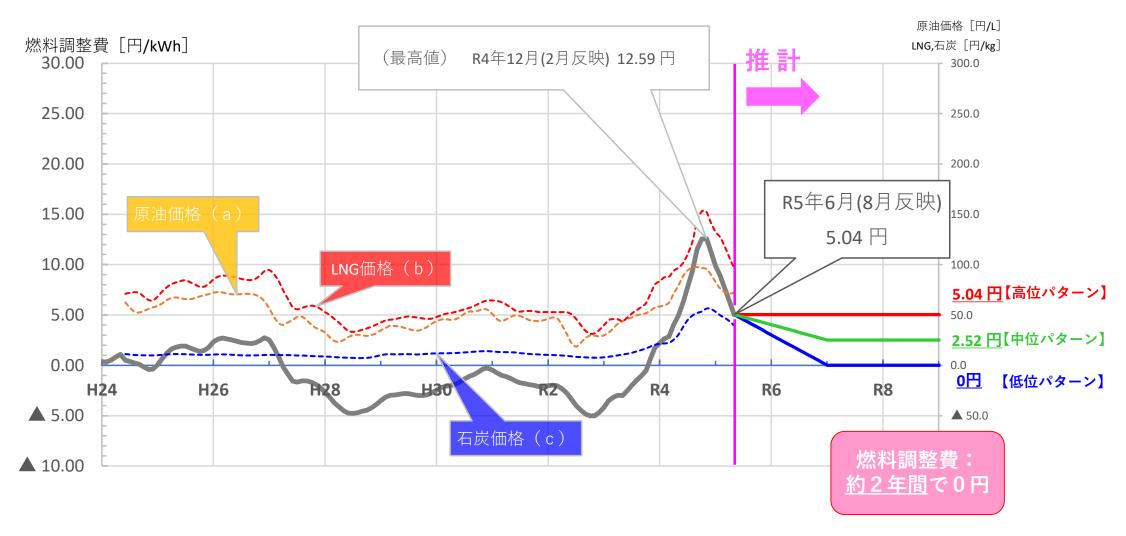
- 〔1)件数 ⇒ 人口減少を考慮しつつ、使用水量が増えた事業者数の増加傾向を加味
- (2) 原単位 ⇒ コロナ禍前のR1実績まで回復するものと仮定

# 5 収支推計 一企業債金利(10年、30年) -



# 5 収支推計 一電気料 (燃料調整費) 【算定期間:2年間】-

電気料の高位パターンについては、R5年6月(8月反映)時点のまま一定値で続くとして算出電気料の低位パターンについては、R7年度までに0円に戻るように加重して算出(R7年度以降は一定。)



# 6 収支推計結果

	資金収支 (~R 7)	R6改定率換算 (~R7不足相当)
算定期間:2年間	△ <b>19.0</b>	<mark>7.29%</mark>

### 資金収支の見通し

● 算定期間を令和7年度までの2年間とした場合の資金収支は、 **総額約19億円** の資金不足が 見込まれる。

### 7 一般会計からの繰入

本来、下水道事業は独立採算制が原則であることから、算定期間内における資金不足額については、使用料改定により賄うべきである。



しかし、社会情勢の特殊性およびその影響の大きさを考慮し、物価高騰(電力価格)による影響分は 市(公費)により負担、それ以外について利用者の使用料改定により賄うこととする。

◎ 資金不足額について、市(公費)と利用者(使用料改定)により負担することとする。

市 : 令和5~7年度の物価高騰(電力価格)による影響分を負担する。

※ 令和5年度については、地方創生臨時交付金を活用することにより、令和6年度の資金不足の軽減を図ることができる。

利用者: 上記を除いた不足分について使用料改定により負担する。

### 8 資金不足額と改定率

推計の結果、令和7年度末には約19億円の資金不足が見込まれる。 この資金不足を賄うためには、令和6年度に7.29%の下水道使用料の改定が必要である。

一般会計からの繰入金:約5.4億円



不足額:約19億円

改定率: 7.29%

令和5~7年度における物価高騰(電力価格)による影響分の約5.4億円について、一般会計からの繰入により賄うこととする。なお不足する額(令和7年度末:約14億円)については、令和6年度に 5.40%の下水道使用料の改定を行うことで負担する。

※ 一般家庭20㎡において月額+105円(税込み) 値上げ

不足額:約14億円

改定率: 5.40%

	資金収支 (~R 7)	R6改定率換算 (~R7不足相当)
(一般会計から) 繰 入 後	<b>△14.1</b>	<mark>5.40%</mark>

■ 総務省通知により、下水道事業に係る雨水排除費用、及び汚水処理費用のうち、行政目的(高度処理など)を達成するために必要な 限度額については、 **基準内繰入**として公費負担としている。

また、総務省通知に記載されていない政策的な費用への繰入については、<u>基準外繰入</u>として独自に公費負担としている。 今回の一般会計からの繰入については市民生活への影響を考慮し、<u>資金不足を賄う使用料改定において、初めて改定率の抑制を目的とした基準外繰入を行う。</u>

### 9 料金設定の基本的考え方

○一般家庭層に配慮し、汚水排除量が少ない世帯 (~20 ㎡/月)の改定率は、 平均改定率未満にする。※一般家庭の約7割が20㎡/月以下

○現行の汚水排除量ごとの料金区分(10区分)は、他政令市(平均8区分)と 比較し細分化されていること等から、新たな区分は設定せず現行の区分を 維持する。

○一般的な料金体系と異なる浴場汚水(公衆浴場)は、物価統制令に基づき 千葉県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受けており、事業者が 自ら料金設定できないことから改定を見送る。

# 10 料金表(改定率: 5.40%)

一般家庭層の影響に配慮し、20 m以下(一般家庭の約7割)を平均改定率以下としつつ、20 m超の区分も改定率の超過を抑える。

[税抜き・円]

[税抜き・円]

	「抗災さ・口」									
種別	汚水排除量	現行料金 (H26.4月)	試	算						
ניכ <i>ו</i>		料金単価	料金単価	改定差額						
	基本使用料	580	611	31						
	1∼5㎡	15	15	0						
	6 <b>∼</b> 10㎡	17	18	1						
_	11 <b>~</b> 20㎡	111	117	6						
般	21∼30㎡	152	161	9						
活	31 <b>∼</b> 50㎡	188	199	11						
水	51 <b>~</b> 100㎡	229	242	13						
	101∼500㎡	267	282	15						
	501 <b>~</b> 1,000㎡	297	314	17						
	1,001~2,000㎡	329	348	19						
	2,001 m³∼	359	379	20						
***************************************	浴場汚水	10	10	0						
	共用汚水	72	75	3						
10㎡使用料(一般汚水)		740	776	36						
	〃 [税込み]	814	853	39						
20n	ổ使用料(一般汚水)	1,850	1,946	96						
	〃 [税込み]	2,035	2,140	105						

水量	旧料金	新料金	増加額	改定率
0 m <sup>3</sup>	580	611	31	5.34%
1 m <sup>3</sup>	595	626	31	5.21%
2 m <sup>2</sup>	610	641	31	5.08%
3 m <sup>2</sup>	625	656	31	4.96%
4 m <sup>3</sup>	640	671	31	4.84%
5 m <sup>2</sup>	655	686	31	4.73%
6 m <sup>2</sup>	672	704	32	4.76%
7 m <sup>2</sup>	689	722	33	4.79%
8 m <sup>2</sup>	706	740	34	4.82%
9 m <sup>3</sup>	723	758	35	4.84%
<u>10 m</u>	740	776	36	4.86%
11 m <sup>3</sup>	851	893	42	4.94%
12 m <sup>3</sup>	962	1,010	48	4.99%
13 m <sup>3</sup>	1,073	1,127	54	5.03%
14 m <sup>3</sup>	1,184	1,244	60	5.07%
15 m <sup>3</sup>	1,295	1,361	66	5.10%
16 m <sup>3</sup>	1,406	1,478	72	5.12%
17 m <sup>2</sup>	1,517	1,595	78	5.14%
18 m	1,628	1,712	84	5.16%
19 m <sup>3</sup>	1,739	1,829	90	5.18%
20 m <sup>2</sup>	1,850	1,946	96	5.19%
30 m	3,370	3,556	186	5.52%
50 m	7,130	7,536	406	5.69%
100 m <sup>3</sup>	18,580	19,636	1,056	5.68%
500 m <sup>3</sup>	125,380	132,436	7,056	5.63%
1,000 m <sup>3</sup>	273,880	289,436	15,556	5.68%
2,000 m <sup>3</sup>	602,880	637,436	34,556	5.73%
10,000 m <sup>3</sup>	3,474,880	3,669,436	194,556	5.60%

# 11 料金単価等改定推移

- 〇 H19から、10㎡まで定額の基本水量制を廃止し、基本使用料と1㎡からの従量制を導入
- 〇 H22から、従量単価部分を10区分に増加。

[税抜き]

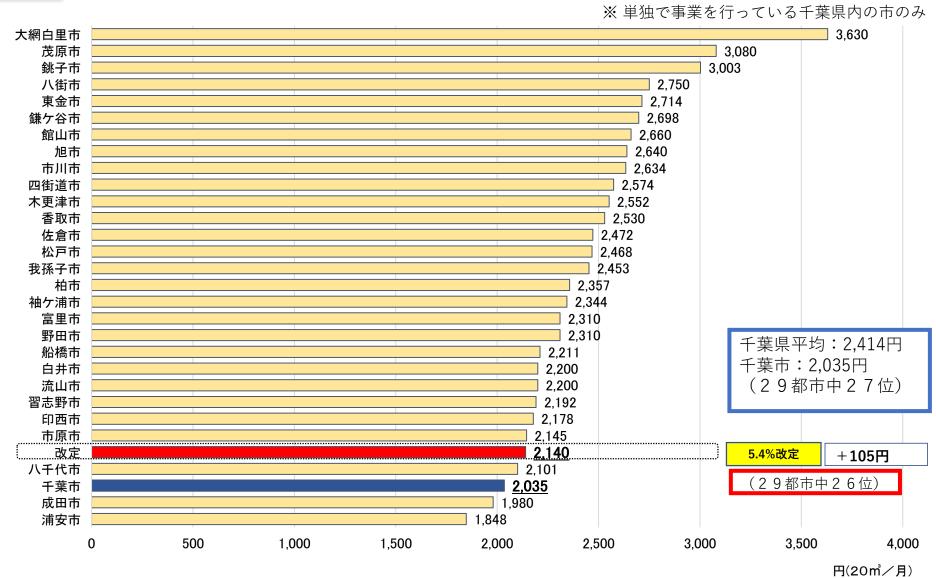
区分		S52.4	S54.4	S57.4	S60.4	H4.4	H7.10	H10.4	H13.4	H16.4	H19.4	H22.7	H26.4	R6.4
改定率						32.14%	16.84%	16.77%	4.84%	3.94%	3.91%	1.90%	2.56%	5.40%
	基本使用料(0㎡~)										560円	570円	580円	611円
	基本料金(~10㎡)	220円	250円	300円	400円	500円	550円	630円	630円	660円				
	1 m <sup>2</sup> ~ 5 m <sup>3</sup>										15 🖽	15円	15円	15円
	6m <sup>2</sup> ∼10m <sup>2</sup>										15円	16円	17円	18円
_	11 m²~20 m²	22円	30円	40円	55円	70円	81円	96円	100円	104円	108円	109円	111円	117円
般	21 m²~30 m²	25円	35円	50円	70円	90円	105円	125円	131円	137円	143円	147円	152円	161円
汚	31 m <sup>2</sup> ~ 50 m <sup>3</sup>	30円	40円	60円	85円	110円	129円	154円	162円	170円	178円	182円	188円	199円
水	51 m <sup>2</sup> ~ 100 m <sup>3</sup>	35円	50円	70円	100円	133円	127円	187円	197円	207円	217円	222円	229円	242円
	101 m³∼500 m³	40円	55円	80円	115円	156円	185円	220円	232円	243円	254円	259円	267円	282円
	501 m²∼1,000 m³	45円	60円	90円	130円	179円	212円	247円	260円	271円	281円	287円	297円	314円
	1,001 m ~ 2,000 m	50円	70円	100円	145円	202円	239円	279円	292円	303円	313円	319円	329円	348円
	2,001 m <sup>2</sup> ∼	55円	75円	110円	160円	225円	266円	306円	320円	332円	342円	349円	359円	379円
浴場汚	7水(1㎡)	6円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
共用汚水(1㎡)		22円	25円	30円	40円	50円	55円	63円	66円	68円	71円	72円	72円	75円

# 12 下水道使用料他都市比較

### 県内他市

#### 1か月当たり20㎡使用料(一般)

令和5年7月1日現在(稅込)



# 12 下水道使用料他都市比較

